

オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書

多数国間基金分担金

令和4年度概算要求額 0.5億円（0.5億円）

事業の内容

事業目的・概要

- オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書多数国間基金とは、開発途上国（議定書5条国）におけるオゾン層保護対策の実施を支援するために設立された基金であり、開発途上国のモントリオール議定書に基づく規制対象物質の削減スケジュールの遵守を支援することを目的としたものです。
- 開発途上国は規制対象物質の削減を自力で実施する十分な資金及び技術を有していないため、先進国（議定書非5条国）が国連分担金に基づく分担金を拠出し、開発途上国の規制対象物質の削減義務を果たすため、各支援プロジェクトの実施を通じて必要な支援を行っています。
- 我が国としても、締約国として分担金拠出を通じて開発途上国への国際協力に貢献するとともに、我が国企業が強みを有する環境技術の供与、冷凍空調設備、機器などの普及・促進を通じて開発途上国の市場獲得につなげ、ひいては、我が国企業の海外展開支援を後押しすることを事業の目的としています。

成果目標

- 同議定書の改正提案が平成28年10月の締約国会合において採択されたことを受け、モントリオール議定書多数国間基金に分担金を支出するとともに開発途上国への技術協力等を行うことにより、条約への参加及び条約上の必要な措置を履行します。

条件（対象者、対象行為、補助率等）

分担金

オゾン層を破壊する物質に関する
モントリオール議定書
多数国基金

事業イメージ

オゾン層を破壊する物質に関する モントリオール議定書多数国間基金

○開発途上国のHFC削減対策に向けた初期支援活動を順次実施予定。また、削減プロジェクトに係る資金供与基準の策定が基金執行委員会で行われている。

<HFC削減計画概要>

- 開発途上国におけるHFC削減に向けた法制度整備及び実施体制支援
- HFCを代替物質に転換するパイロットプロジェクトの実施支援
- 資金の活用方法等の議論及び審査

多数国間基金事務局
(執行委員会)

プロジェクト審査・
採択

分担金拠出

締約国
(先進国：約50カ国)

実施機関
(国際連合環境計画等)

技術協力・情報提供等支援

プロジェクト提案

開発途上国

オゾン層保護、地球温暖化防止